

平成27年度 第2回 青森県建築審査会

日時：平成27年9月3日（木）10:00～

場所：県庁北棟2階A会議室

工藤 GM： 定刻となりましたので、ただいまより平成27年度第2回青森県建築審査会を開催いたします。

まず、建築住宅課長より、ご挨拶申し上げます。

田澤課長： （課長挨拶）

工藤 GM： それでは、会議の議長は、青森県付属機関に関する条例に基づき、会長が行うこととなっておりますので、月舘会長にお願いいたします。

月舘会長： それでは、審議に入ります。議案について事務局より説明をお願いします。

事務局： 本日の案件は建築基準法第44条第1項第二号ただし書きの規程に基づく許可が3件、第48条第3項ただし書きの規程に基づく許可が3件となっております。

まず、44条第1項第二号ただし書き許可について説明し、委員の皆様より質問・意見を受け、続けて48条第3項ただし書き許可について説明し、再度委員の皆様より質問・意見を受ける形で進めたいと思います。

（議案第1号から第3号までの建築基準法第44条第1項第二号ただし書きの規定に基づく許可について説明）

- ・三沢市が設置するバス停上屋3カ所について、道路内の建築制限の緩和のための許可申請であることを説明。
- ・3カ所のバス停について、バリアフリー法上必要な通路幅員を確保していること、設置する道路の車両通行上支障がないこと、設置場所周辺の環境について、採光、通風、防火、消防活動上支障がないことを説明。

以上で、議案第1号から第3号までの申請内容について説明を終わります。

月舘会長： それでは、皆様から、質問・意見を受けたいと思います。

委員： バス停の形状がL字を逆にしたような形状をしていますが、積雪についての構造上の問題はありませんか？

委員： 構造が「鉄骨造」とあり、アルミ製ではないので、数年前にあった大雪のカーポートのように潰れることはないと思われます。

月舘会長： 三沢市は県南地域で雪が他の地域より少ないとはいえ、全く降らないとい

うことではないので、積雪時の配慮について、大量に降った場合などの扱いについて、申送りしたいと思います。

その他、ホテル前のバス停ですので、通勤通学でバス停を利用する者とホテル利用者のチェックアウトの時間が重なると思いますので、何かしらの配慮が必要と思われますので、申請者へ伝えてください。

月舘会長： それでは、議案第1号から第3号は 同意いたします。
続けて、議案第4号から第6号の説明をお願いします。

事務局： それでは、議案第4号から第6号について、説明します。
(議案第4号から第6号の建築基準法第48条第3項ただし書きの規定に基づく許可について説明)
・スーパーマーケット、ホームセンター、ドラックストアを建築するための許可申請であることを説明。
・各店舗は隣接しており、来客用駐車場を一体として利用する計画であること、交通上、騒音、振動、悪臭等が用途地域に定められている基準を超えないことから、良好な住環境を害する恐れがないことを説明。
以上で、議案第4号から第6号までの説明を終わります。

月舘会長： それでは、皆様から、質問・意見を受けたいと思います。

委員： 計画敷地が角地となっていますので、駐車場の通り抜けについての検討が必要と思います。通り抜けしようとする車はスピードが出ているため、非常に危ないと感じています。特に女性や老人への配慮をお願いしたいと思います。

月舘会長： 駐車場の利用ですと、健常者が身障者用駐車場を利用している所を普段の生活で見ることがあるので、身障者用駐車場を安心して使ってもらえるように店側からの声がけ等配慮をお願いしたい。

月舘会長： 駐車場の台数については、どのように確認しているのでしょうか？

事務局： 大規模小売店舗立地法により審査され、満足する台数となります。

月舘会長： 建築基準法とは直接関係ないかもしれませんが、全体的な内容を判断するための資料として添付してもらえると次回からでも添付をお願いしたい。

委員： 議案3件合わせて1つの複合商業施設と考えられると思いますが、公共に資するものとしてスーパーマーケット等を考えたときに、どのぐらいの範囲に買い物ができる店が必要なものか、また、中心市街地の中小規模の商店へ

の影響や、きめ細かい都市計画の用途地域決定についてなどの問題について考えさせられる事案だと思います。

月舘会長： 大型店舗の出店に関する検討は、専門に審査している所がありますので、今回は、必要に応じて補足してもらえればと思います。

工藤 GM： 大規模店舗については、設置場所、その大きさ等について大規模小売店舗立地法を担当する部署で検討します。

月舘会長： そういった部署と情報をやり取りし、連携をとって審議できるよう事務方で検討していくことが必要かと思います。

委員： 駐車場内での事故が増えているようです。瑕疵相殺に関する本が出版され社会問題になっています。角地の通り抜け、身障者用駐車場の利用、高齢者、幼児等様々なワードが上がりましたが、駐車場内で事故をした場合は、一般道路の事例が準用されるため、そうならないよう駐車場内の通行等について熟考していただきたいと思います。

計画敷地は現在どのような状況にあるのでしょうか？

事務局： 畑となっています。

月舘会長： 屋外広告物に関する法律や景観条例などもありますので、その辺についても配慮をお願いしたい。

委員： 駐車場の出入口に来客者用の標識を設置するとのことですが、わかりやすい標識にすること、慎重に決めることをお願いします。

月舘会長： 騒音については何か意見はありませんか？

委員： 意見無し。

月舘会長： それでは、議案第4号から第6号は 同意といたします。

申送り事項として、駐車場の利用計画について配慮をお願いしたいことを申送りします。申請者へ伝えてください。

月舘会長： それでは、引き続き、報告等について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、報告等の（1）建築基準法第43条第1項ただし書きの規定に基づく許可における包括同意について、8月5日建築審査会で報告した以降の許可分をご報告いたします。

以上、報告を終わります。

月舘会長： 何か質問はございませんか。

委員： 質疑無し。

月舘会長： これで本日予定された案件は全て終了いたします。

工藤 GM： 本日、の議案については全て『同意』として手続きを進めさせていただきます。

これをもちまして、本日の建築審査会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。